



発行：文部科学省科学研究費補助金

新学術領域研究「法と人間科学」代表：仲 真紀子

総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50音順）, 支援室

2014年12月号

◆ 目次

- 法と人間科学・総括班支援室からのお知らせ ----- 1
 - ・第2回 東京法と心理研究会
 - ・第6回実務家研修「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」
 - ・第7回実務家研修「大学のカルト対策4：レジリエンス（回復する力）とメンタルヘルス」
- 実務家と研究者のクロスセクション ----- 2
 - 「科学と実学」 立命館大学 徳久 恭子
- 研究アゴラ ----- 3
 - 分担執筆著書の紹介
 - 「成人期 ADHD 診療ガイドブック」 北海道医療大学 金澤 潤一郎
 - ・総括班支援室からのご案内：
札幌法と心理研究会へのお誘い（12,1 月度のご案内）

巻頭歳時記

10年ぶりと言われるみごとな紅葉の余韻に酔いしれる間もなく、札幌には白い季節がやってきました。10月に、拡大版総括班会議が開催されました。新公募班の研究紹介および計画班の研究経過報告、さらに、国際シンポジウムや実務家研修など今年度前半の当領域の主要イベントについて企画者から報告があり、領域全体で活動成果を共有しました。実務家研修は、北海道大学での司法面接研修10月21～22日、11月10～11日（講師：仲教授（北海道大学））があり、11月24日に、田中准教授（四天王寺大学）企画の「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」が、元公募班代表の安田准教授（立命館大学）と仲教授の協働で開催され、盛会のうち終了しました。この研修は、好評のため、年明け1月12日に同内容・同会場にて再開いたします。続いて1月24日には、元公募班の櫻井先生企画の「大学のカルト対策4」も開催されます。さらに、12月14日の東京法と心理研究会、3月28日の模擬裁判、3月29日の全体会と年度末まで充実した活動が続きます。（支援室・高橋）



「法と人間科学」主催イベントのご案内

■ 第2回 東京法と心理研究会 開催

参加費無料
参加登録不要

第2回東京法と心理研究会を成城大学にて開催いたしますので、奮ってご参加下さい。内容の詳細は以下をご参照下さい。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/558/>

■日時：2014年12月14日（日）13時30分～17時30分

■場所：成城大学7号館723教室

●個別報告（13時30分～15時00分）

- ・遠山 大輔（京都弁護士会・白浜法律事務所）
「捜査側が目撃者に不当な影響を与えようとした事例：単独面通し等」
- ・徳永 留美・篠田 博之（立命館大学）
「人の顔色の色名と想起される色の対応について」

●シンポジウム「目撃証言の信用性をめぐって：心理学の最前線」 （15時15分～17時30分）

- コーディネーター・司会 指宿 信（成城大学・教授）
- ・基調講演 巖島 行雄（日本大学・教授）
「目撃証言のいま」
- ・特別報告 松尾 加代（慶應義塾大学・研究員）
「質問紙方式による目撃証言の収集
—Self-Administered Interview の紹介—」
- コメンテーター 一瀬 敬一郎（弁護士・東京第二弁護士会）

※札幌法と心理研究会の12月度、1月度の開催案内は、3ページに掲載しておりますので、そちらも合わせてご覧いただけますようお願いいたします。

■ 第6回 実務家研修 開催

参加費無料

「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」

11月24日開催の同研修が好評だったため、アンコール開催いたします。
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/559/>

■日時：2015年1月12日（月・祝）13時00分～17時00分

■場所：四天王寺大学・サテライトキャンパス（あべのハルカス）
近鉄南大阪線「大阪阿倍野橋」
(http://www.shitennoji.ac.jp/ibu/careers/satellite_office/)

- 講師：田中 晶子（四天王寺大学・准教授）
安田 裕子（立命館大学・特別招聘研究教員（准教授））
仲 真紀子（北海道大学大学院・教授）
- 企画：田中 晶子（四天王寺大学・准教授）

【対象】 弁護士、警察官・検察官、家裁調査官、児童相談所職員など子どもと関わる職種の方に幅広く

■ 第7回 実務家研修 開催

参加費無料

「大学のカルト対策4：レジリエンスとメンタルヘルス」

大学のカルト対策の4回目です。これまでに参加された方も、初めての方もどうぞご参加下さい。櫻井教授の講演とインタラクティブなグループディスカッションによる研修となっております。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/638/>

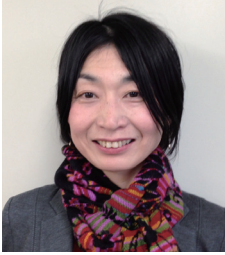
■日時：2015年1月24日（土）13時15分～16時15分

■場所：一般財団法人 主婦会館プラザエフ・会議室

- JR「四ッ谷」駅、麴町口前
- ・講演 櫻井 義秀（北海道大学大学院・教授）
「レジリエンス（回復する力）とメンタルヘルス」
- ・分科会：「学生のレジリエンスをどう高めていくか」

【対象】 カウンセラー、高校・大学の学生支援・学生相談に携わる方

実務家と研究者のクロスセクション



「実学と科学」

立命館大学 法学部 教授 徳久 恭子

徳久先生は、本年度8月より、当新学術領域研究「法と人間科学」の学術調査官を担当していただいております。先だつての拡大版総括班会議にもご登壇いただき、学術調査官の概要などをお話しいただきました。ここでは、当領域に対して客観的な視点からコメントをいただきました。

法と人間科学(Law and Human Sciences)。日本において、法と人間科学の止揚を目指す本研究は、新学術領域研究にふさわしい課題といえる。このように書くとおおげさに聞こえるかもしれない。たしかに、欧米では、犯罪という現象の実態解明を心理学や脳科学、犯罪学、刑事政策、倫理学、社会学、教育学など個別の学問領域から迫るとともに、学際的な研究を進めることで、シナジー効果を得ようとする試みがさかんに行われている。一方、日本では、その必要性を理解しながらも、領域間の連携が遅れていることは否めない。その理由を探るだけで、一つの論文が書けそうだが、それは別の機会に譲ることにして、ここでは直観的な私見を述べさせて頂きたい。

周知のように、日本における高等教育は明治に入り、順次築かれた。黒船来航による開国が物語るように、当時の世界では、欧米の列強諸国による勢力圏拡大競争が行われており、植民地化を避けるには、欧米型の近代国家を整える必要があった。明治政府は富国強兵や立憲制の導入を急いだが、その実現には担い手(官僚や技術者)が欠かせない。こうした理由から、1877年4月に法・理・文・医の4学部からなる東京大学(1886年に東京帝国大学と改称)が設立される。官僚育成を担った法学部は、ドイツ官房学の影響を受け、国家を管理するための技能が研究・教育された。1885年に文学部にあった「政治学及び理財学科」が法学部に移管されたことは、法学部が国家学の担い手であることを象徴するが、戦前の法学は統治と不可分の実学という位置づけを強めることになる。

犯罪という行為が社会秩序を不安定化するという点に着目すれば、統治の論理でそれに向き合う意味は十分にある。しかし、そこからは、犯罪という行為がなぜ起きるのか、犯罪という行為を矯正することは可能なのかという関心は生まれにくい。社会的動物である人間が求める秩序は、犯罪の抑止と制裁、矯正によって保たれる以上、これらの解

明は不可欠で、ここに法学と人間科学が連携する意義がある。

そもそも犯罪はなぜ起こるのか。この壮大な問いに門外漢の私が答えることは到底できないが、犯罪は社会現象の1つの機能といえる。というのも、犯罪は社会環境とともに変化するからだ。たとえば、グローバル化に伴う流出入人口の増加は彼・彼女らが事故や犯罪を行う／巻き込まれるリスクを増やすし、高齢化や家族形態の多様化、医療技術の進歩などは生き方や死に方に係る問題を惹起させる。また、医学の発達により明らかになった発達障害や認知症という病気は、司法の場でそれを患っている人たちへの特別な対応が必要であることを正当化し、政策的対応を求め。つまり、犯罪という逸脱行為は環境が促す側面もあるし、身体的な問題から生じることもあり得、科学はその実態究明を促す一方で、それを促進する可能性をもち得る諸刃の剣として関与する。

では、このような複雑な因果関係をもつ犯罪という現象に私たちはどのように向き合えばいいのだろうか。司法制度改革により裁判員制度が導入され、素人の関与が求められる今日、社会的弱者への新たな対応が求められる昨今、そうした問いが広く聞かれるようになった。本研究プロジェクトが予定する「社会実装プログラム」の作成は、その問いに手がかりを与える可能性をたぶんにもっている。変化する社会におけるニーズの把握と関係者との対話を通じた「現場知」の獲得、それを相対化し科学的な処方箋を示す「専門知」の提供。こうした正のフィードバックを生み続けることは、変化し続ける社会環境とそのもとで生み出される犯罪に向き合うことを許すからだ。一研究者としては、今後の研究成果とともに、学際的な研究が国内でも十二分に可能であることを示してくれることをこのプロジェクトに期待したい。

研究アゴラ



分担執筆著書の紹介

「成人期 ADHD 診療ガイドブック」

北海道医療大学 心理科学部 講師 金澤 潤一郎

成人期の注意欠如・多動症（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：ADHD）に対しては、2000年以降、薬物療法に加えて心理社会的治療を行うことで治療効果が高まることが実証されてきている。その結果、日常生活を支える対処法の習得や、併存する抑うつ症状や不安症状を自己管理することなど、日常生活上の問題の改善を目的として認知行動療法などの心理社会的治療を付加することが欧米の治療ガイドラインで推奨されている。DSM-5ではADHDを診断する際には重症度を特定することとなっており、ADHD症状の重症度や併存症、さらには機能障害の程度を考慮した上で、心理社会的治療を薬物療法に付加する、もしくは心理社会的治療を単独で行うことが治療選択肢となる。

窃盗などの軽犯罪で執行猶予を受けた触法者の中には、ADHDや自閉スペクトラム症など神経発達症群（いわゆる発達障害）の診断を受けている者、あるいは未診断ながらその特徴を色濃く持つ者も存在する。そのため、従来の司法領域や福祉領域での取り組みでは発達障害特性によって、いわば「必然的に再犯を繰り返す者」への司法手続きや福祉的・医療的支援に限界を感じている実務家も多いのではないだろうか。そこで臨床心理学や精神医学における成人期の発達障害支援の知見を活用することが、小生が研究代表者である法と人間科学の公募班研究「福祉領域での発達障害特性を考慮した触法者に対する臨床心理学的コンサルテーション」の目的である。

本書では成人期のADHDについて、疫学、評価と診断、治療法、社会（福祉）的支援など幅広い領域にわたって、精神医学、臨床心理学、社会福祉学などの当該分野の専門家が分担して執筆している。小生は僭越ながら、心理社会的治療の「ADHDに対する精神療法の考え方」を担当した。その内容としては、心理社会的治療・支援の目標、有用な臨床心理学の理論、治療構成要素、臨床上の留意点である。現段階で当該分野における本邦での診療ガイドラインともいえる本書は、小生の担当部分以外は良著である。ぜひ法と人間科学の実践家・研究者の先生方にもご一読をお願いしたい。明日からの支援のヒントが記されているはずである。

【参考】

<http://www.jiho.co.jp/shop/list/detail/tabid/272/pdid/44706/Default.aspx>

成人期 ADHD 診療ガイドブック

監修：樋口輝彦・齊藤万比古

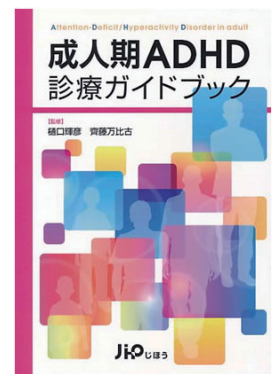
出版社：じほう

ISBN-13：978-4-8407-4470-6

発売日：2013年8月

判型：A5判

定価：2,592円（税込）



総括班支援室からのご案内

札幌法と心理研究会へのお誘い

札幌法と心理研究会は、概ね月1回開催しております。参加は無料です。ご興味のある方は、法と人間科学・総括班支援室に事前にご連絡の上、ご参加下さい。

●日時：12月19日（金）19時00分～

●場所：北海道大学人文社会科学教育研究棟（W棟）W309

●題目：

「仙台地検における再犯防止と被害者への福祉支援
— 児童からの事情聴取の際の司法面接の活用と児童保護
の取組みについて」

●報告者：千田 早苗 氏

（仙台地検刑事政策推進室 主任捜査官）

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/565/>

1月度は、報告者に当領域の公募研究班代表者の松本克美教授（立命館大学）と秀嶋ゆかり弁護士（釧路PTSD訴訟原告弁護団）をお迎えして、1月16日（金）18：30より、北海道大学・学術交流会館・第3会議室にて開催する予定です。

＜連絡先＞

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班 支援室

E-mail: lahs * let.hokudai.ac.jp、Tel. (011) 706 - 3912

法と人間科学 HP <http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>

※メールアドレスは*を@に換えてご利用下さい。